

技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

令和2年5月29日

令和2年12月16日改訂

厚生労働省参事官（能力評価担当）

技能検定の実施に当たっては、本年5月に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため取り組むべき具体的な事項等として、「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」（令和2年5月29日付け厚生労働省参事官（能力評価担当）通知）を取りまとめたところ、その後の感染状況や新たな知見を踏まえ、今般、同ガイドラインを改訂しましたので、技能検定試験を実施する機関（以下「試験実施機関」という。）においては、これを参考に、感染防止対策の一層の取組強化を図り、徹底した感染防止対策の下での安全な技能検定の実施を図るよう適切な対応をお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、変更があり得ることに御留意ください。

<技能検定ガイドラインにおいて取り組むべき具体的な事項>

- 1 受検申請時の対応
- 2 定期実施試験（学科）の対応
- 3 定期実施試験（実技）の対応
- 4 随時実施試験の対応
- 5 合格発表時の対応
- 6 技能検定関係者の健康管理

1 受検申請時の対応

技能検定の受検申請は、窓口での受付は控え、原則として、郵送又はオンラインにより受付を行うこと。

やむを得ず窓口での受付を行う場合は、以下の対応を採ること。

- ・ 整理券の配布等により受検申請者の行列の発生を防止すること。
- ・ 受付時には、申請書類の受取にとどめ、書類の確認は追って行うこととし、必要があれば、受検申請者に電話等で追加提出・修正等を依頼すること。
- ・ 待機時等に受検申請者同士が接近することがないように、十分な間隔を取ることができるよう誘導すること。
- ・ 受検申請者に、手洗い、アルコール消毒、マスクの着用等の感染防止対策を勧奨すること。受付担当職員にも、手洗い、アルコール消毒、マスクやフェイスシールドの

着用等の感染防止対策を徹底すること。

2 定期実施試験（学科）の対応

（１）受検者、検定委員及び補佐員等（以下「受検者等」という。）への依頼事項

- ア 試験会場における感染拡大防止措置への協力
- イ マスクの持参及び会場内でのマスクの着用
- ウ 会場におけるこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施
- エ 試験当日の体温の報告
- オ 試験日前２週間における以下の事項の報告
 - （ア）37.5 度以上の発熱
 - （イ）咳、のどの痛みなどの風邪の症状
 - （ウ）だるさ（倦怠感）、息苦しさ
 - （エ）嗅覚や味覚の異常
 - （オ）身体が重く感じる、疲れやすい等
 - （カ）新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - （キ）同居家族や身近な知人の感染が疑われる方の有無
 - （ク）過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触の有無

（２）試験会場での対応

- ア 試験会場の入口及び施設内に、石けん及び消毒用アルコールを設置する等、手指の衛生を保つことができる環境を整備すること。
- イ 試験実施機関は、試験会場の入口において、必要に応じて検温を実施するほか、上記（１）エ及びオの報告を求め、受検者等の健康状態を確認すること。
- ウ 受検者等に発熱等の症状がみられた場合は、当該受検者等の状況を総合的に勘案し、必要に応じて受検等の自粛を申し入れること。なお、当該要請に応じ、受検を自粛した受検者には受検手数料を返還して差し支えない。
- エ 適切な環境維持のため試験会場の換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて湿度、温度の管理に努めること。学科試験中においても、試験の実施に支障が生じない範囲で換気に努めること。特に、寒い環境での適切な換気（機械換気や室温が下がらない範囲での常時窓開け）や適度な保湿（湿度 40%以上を目安）が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効と考えられる。
- オ 学科試験の配席に当たっては、原則として受検者相互に２メートルの間隔を取るように配席を行うこと。会場確保上２メートルの間隔を取ることが困難な場合であっても、少なくとも１メートルの間隔を取るようにすること。なお、本取扱いについては、試験実施機関において、当該機関や試験会場が所在する地域の感染状況も踏まえた上で、別紙「イベント開催時の必要な感染防止策」に記載された対策が徹

- 底されるとともに、これらの感染防止対策を試験実施機関が作成するガイドラインに定め、それに則った感染防止対策が実施される場合には、緩和して差し支えない。
- カ 試験会場内の休憩スペース、食事スペース等において人が密集することがないように、一度に使用する人数を減らす、相互に間隔を取らせる等の措置を採ること。
- キ 試験会場内での人の移動により受検者等が密集することのないよう、入室、退室を一斉に行わせないこと。

3 定期実施試験（実技）の対応

(1) 受検者等への依頼事項

- ア 試験会場における感染拡大防止措置への協力
- イ マスクの持参及び会場内でのマスクの着用

(注) ただし、職種によって、防護具等の着用が必要であるなど、マスクの着用が困難である場合には、受検者間の十分な間隔の確保等、マスク着用以外の感染防止対策を講ずることにより、マスクを着用しないこととすることも可能であること。

粉じんが発生する作業を伴う職種については、防じんマスクを着用することをもって通常のマスクの着用に代えることとして差し支えない。

また、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用した場合、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、屋外で受検者の十分な間隔（少なくとも2m以上）を確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを着用しなくとも差し支えない。

特に外気を取り込みにくい N95 などのマスクを着用して負荷のかかる作業や運動を行った場合、十分な呼吸ができずに体調に影響を及ぼす可能性があることから、受検者に事前に周知を行い、体調不良を起こすことがないよう準備を依頼すること。

- ウ 会場におけるこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施

- エ 試験当日の体温の報告

- オ 試験日前2週間における以下の事項の報告

- (ア) 37.5 度以上の発熱
- (イ) 咳、のどの痛みなどの風邪の症状
- (ウ) だるさ（倦怠感）、息苦しさ
- (エ) 嗅覚や味覚の異常
- (オ) 身体が重く感じる、疲れやすい等
- (カ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- (キ) 同居家族や身近な知人の感染が疑われる方の有無
- (ク) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、

地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触の有無

(2) 試験会場での対応

ア 試験会場の入口及び施設内に、石けん及び消毒用アルコールを設置する等、手指の衛生を保つことができる環境を整備すること。

イ 試験実施機関は、試験会場の入口において、必要に応じて検温を実施するほか、上記(1)エ及びオの報告を求め、受検者等の健康状態を確認すること。

ウ 受検者等に発熱等の症状がみられた場合は、当該受検者等の状況を総合的に勘案し、必要に応じて受検等の自粛を申し入れること。なお、当該要請に応じ、受検を自粛した受検者には受検手数料を返還して差し支えない。

エ 適切な環境維持のため試験会場の換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて湿度、温度の管理に努めること。実技試験中においても、試験の実施に支障が生じない範囲で換気に努めること。特に、寒い環境での適切な換気(機械換気や室温が下がらない範囲での常時窓開け)や適度な保湿(湿度40%以上を目安)が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効と考えられる。

オ 実技試験の受検者の配置に当たっては、原則として受検者相互に2メートルの間隔を取るよう配置すること。会場確保上2メートルの間隔を取ることが困難な場合であっても、少なくとも1メートルの間隔を取るようすること。なお、本取扱いについては、試験実施機関において、当該機関や試験会場が所在する地域の感染状況も踏まえた上で、別紙「イベント開催時の必要な感染防止策」に記載された対策が徹底されるとともに、これらの感染防止対策を試験実施機関が作成するガイドラインに定め、それに則った感染防止対策が実施される場合には、緩和して差し支えない。

(注1) 受検者間にアクリル板、透明ビニールカーテン等を設置することも有効であるが、実技試験の作業内容によっては可燃物を使用することにより火災を発生させるおそれがあるので、事前に安全性を検証すること。

(注2) 採寸など実技試験の内容によって上記オの間隔をとることが困難な場合は、マスク着用、アルコール消毒など他の感染防止対策を徹底し、実技試験の実施に支障がない範囲で間隔をとることとして差し支えない。

カ 実技試験において共用する機器については、原則として受検者が使用するたびに消毒すること。

キ 試験会場内の休憩スペース、食事スペース等において人が密集することがないように、一度に使用する人数を減らす、相互に間隔を取らせる等の措置を採ること。

ク 試験会場内での人の移動により受検者等が密集することのないよう、入室、退室を一斉に行わせないこと。

4 随時実施試験の対応

定期実施試験（学科・実技）の対応に加え、受検者が日本語を母国語としないことを踏まえ丁寧に対応すること。

5 合格発表時の対応

原則としてホームページ、郵送等により発表すること。庁舎内の掲示板等での発表は受検者の密集を招く可能性があるので実施しないこと。

6 技能検定関係者の健康管理

（１）都道府県、都道府県職業能力開発協会及び指定試験機関

都道府県、都道府県職業能力開発協会及び指定試験機関は、技能検定に関する業務に従事する職員等の健康管理に努め、その業務において新型コロナウイルス感染症に感染するリスクを減少させる取組を行うこと。

また、職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は濃厚接触者となった場合等を想定した技能検定の実施体制を検討しておくこと。

（２）職員等

技能検定に関わる都道府県職員、都道府県職業能力開発協会職員、指定試験機関職員、検定委員及び補佐員等は、自身の健康管理に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めること。

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・ こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。